

いじめ防止委員会設置要綱

(設置)

第1条

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨に沿い、いじめの防止等の対策を講じるために尾道市立御調中央小学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条

委員会は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるために、未然防止・早期発見に努めることを目的とする。

(いじめの定義)

第3条

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(委員の構成)

第4条

委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) スクールカウンセラー
- (4) 養護教諭
- (5) 生徒指導主事及び生徒指導部員

(委員会の招集・開催)

第5条

委員会はスクールカウンセラー来校時に定例会を開催し、いじめ等に係る生徒の実態交流を行う。

2 いじめ発生と思慮される場合は校長が緊急に招集し、事実確認等の事後対応を行う。

(関係者の出席)

第6条

委員会は必要があると認める時は、関係のある者の出席を求めることができる。

(記録等)

第7条

委員会の議事については、議事録を作成し3年間保存しなければならない。

2 議事録中、いじめと確認された事項については、教育長に報告するものとする。

(雑則)

第8条

この要綱に定めるものの他、委員会の運営についての必要事項は校長が定める。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

活動内容

定例会

- 実態交流 ○早期発見の措置（いじめアンケートの実施と分析） ○相談体制の確立
- 校内体制の充実 ○道徳教育の充実 等

緊急会

- 事実確認 ○いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを受けた生徒及び保護者への支援 ○いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 関係機関との連携 ○いじめ防止に関する特別な措置 等